

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に入社し、B県C市所在の同社D変電所に技術事務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、出勤のため普通乗用車を運転しE市内の国道〇号線を走行中、赤信号で停車していたところ後続の普通自動車に追突され負傷した（以下「今回事故」という。）。

請求人は、同日F病院に受診し「腰部捻挫、頸椎捻挫」と診断され、その後、G病院では「腰部挫傷、頸部挫傷」と、H整形外科では「外傷性頸部症候群、腰部挫傷、左上肢・左下肢末梢神経障害」とそれぞれ診断され、療養を継続した結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9号に該当するものと認めたが、請求人には、平成〇年〇月〇日の業務中の事故（以下「前回事故」という。）により生じた障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、同給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会では、請求人提出の診断書を含め、治療に当たった医師の意見書等を精査したが、請求人が主張する左下肢の末梢神経障害等の原因が今回事故にあるとする積極的な意見は、請求人自身の自訴を根拠とするI医師の意見書以外には存在せず、また、その症状の発現を客観的に推認させる医証も存在しないことから、請求人が自訴する症状については、今回事故によるものとは認めがたい。しかし、請求人は、当初より左上下肢の痺れ等を訴えており、前回事故による後遺症であるとも確認できないことから、頸部から左上肢にかけて一定の神経障害が残存している可能性があるとして、これを「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するとした審査官の判断は妥当である。ただし、請求人には、前回事故により障害等級第14級の9と認定された頸部から左上肢にかけての神経障害があり、今回事故による障害は、上記のとおり既存障害を上回らず、加重の取扱いにも該当しないことから、支給事由は生じないこととなる。

なお、請求人は、今回事故による障害は左下肢の末梢神経障害であり、前回事故とは障害の部位が異なる旨主張するが、当審査会としては、すべての医証を精査し、明らかに異なる部位に新たに神経障害が生じたものとは認められないものとの結論に至ったものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超える

ものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。